

広島文教大学における転学部、転学科及び転専攻制度内規

1. この内規は、広島文教大学における転学部及び転学科（教育学部教育学科にあつては転専攻を含む。）（以下「転学部等」という。）に関する規程第5条の規定に基づき、学生の転学部等に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 転学部等に係る手続は、以下のとおりとする。
 - a. 転学部等を希望する学生は、別記「転学部・転学科・転専攻願」（以下「転学部等願」という。）に所要事項を記入の上、チューターに申し出るものとする。
 - b. チューターは、転学部等願に所見を記入して学科長に提出し、学科長は学部長の承認を経て学長に提出するものとする。
 - c. 学長は、転学部等の願い出があった時は、転学部等希望先の学部等に検討を依頼する。
 - d. 希望先の学部・学科は、願い出について検討し、受け入れが可能である場合は、試験を実施する。
3. 転学部等の可否については、試験結果に基づき、教授会における協議を経て学長が決定する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

(別記様式)

転学部・転学科・転専攻願

年 月 日

広島文教大学長 殿

学部 学 科 (専 攻) 年度入学

学生番号 氏 名 ⑩

(保証人) 氏 名 ⑩

以下の理由により, 学部 学科 (専攻) への

転学部・転学科・転専攻を希望しますので, 保証人連署の上, 申請します。

申 請 理 由	
フューチャー所見	
	記載責任者 (職) 氏 名 ⑩

学長	転学部等先		所属学部等	
	学部長	学科長	学部長	学科長